

静岡ガス Green!チャレンジ（旧 SHIZGAS でんき節電プログラム）利用規約

第1条（目的）

「静岡ガス Green!チャレンジ利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、静岡ガス&パワー株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する静岡ガス Green!チャレンジ（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めたものです。本サービスをご利用される場合には、本規約が適用されます。

第2条（本規約）

1. 本サービスの利用に関しては、本規約のほかに、当社および静岡ガス株式会社（以下、「静岡ガス」といいます。）が定める各種の規約、注意事項、ガイドライン等（当社または静岡ガスが随時契約者等に行う通知を含みます。以下総称して、「本規約等」といいます。）が適用されます。
2. 当社は、本サービスの利用者の承諾を得ることなく、また、事前の予告なく、本規約等を変更することがあります。この場合に本サービスの内容及びその他条件は変更後の本規約等によります。
3. 本規約等の変更その他本サービスに関する重要事項等の通知は、原則として所定の Web サイトに掲載その他当社が必要と認める方法により行うものとします。通知は、Web サイトに掲載する場合は、当該 Web サイトに表示された時に、その他当社が必要と認める方法で行う場合は、合理的期間が経過後にその効力が生じるものとします。

第3条（適用条件）

1. お客さまが本サービスの提供を受けるためには、以下のすべての条件を満たす必要があります。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - （1）お客さまが、静岡ガスの会員サイト「Web エネリア」の会員であること。
 - （2）Web エネリアにて、お客さまのログイン ID に、対象となる電気契約の契約情報（請求基本番号）が登録されていること。
 - （3）対象となる電気がご契約中であること。
 - （4）お客さまが、本規約の内容に全て同意の上、Web エネリアより所定の手続きを経て参加のお申し込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
 - （5）お客さまが当社指定のアプリをスマートフォンにインストールし、初回ログインを実施すること。
 - （6）第4条第3項に定める当社からの需給調整の連絡を受けて、お客さまがアプリの参加応諾ボタンを押すこと。
2. 対象となる契約情報（請求基本番号）に対して本サービスを申し込んだお客さまが、SHIZGAS でんきデマンドレスポンスサービス会員（以下、「DR 会員」といいます。）の資格を

もつものとしします。

第4条（本サービスについて）

1. 本サービスは、電力の安定供給を目的とした需給調整の一部を、お客さまと当社にて協力して行うデマンドレスポンス（以下「DR」といいます。）サービスです。DR には、電力需給状況に応じて電気のご使用量を減らしていただく「節電チャレンジ」（下げ DR）と、電気のご使用量を増やしていただく「ピークシフトチャレンジ」（上げ DR）がございます。
2. 本サービスの提供を受けることのできるお客さまを DR 会員と呼びます。
3. 本サービスは、当社から DR 会員に対して電気の需給調整の対象時間及び調整内容をお伝える、DR 会員が当社からの連絡事項に従い電気の使い方を工夫する、DR 会員による電気の使い方の工夫の結果に応じて特典等を還元するといった流れで行われます。なお、特典の詳細については第5条にて定めます。
4. 本サービスを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料およびインターネット接続料は、DR 会員の負担にてご利用いただきます。
5. 当社は、本サービスの一部業務を静岡ガスおよび mui Lab 株式会社（以下、「mui」といいます。）に委託しております。そのため、お客さまの個人情報（電気契約、供給地点特定番号、供給地点の住所、電気使用量、メールアドレス、その他サービスに必要となる情報）について、本サービスを実施・運用するために、委託先である静岡ガスおよび mui へ提供することがあります。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものとしします。

第5条（特典）

1. 当社は、DR 会員の「Web エネリア」に登録された電気料金メニューに係る需給契約の「需要場所」ごとに第2項の特典を付与します。ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が特典付与の対象とすることが適当と認めたときには、特典を付与することがあります。
2. DR 実施時にアプリにて通知するポイント数に、お客さまによる需給調整量（以下「調整量」といいます。）を乗じて得た数値をエネリア motto ポイントとして付与します。
付与ポイントの計算方法については、30 分単位のコマ毎の調整量の小数点第3位以下を四捨五入して、DR 実施日における全コマの調整量を合算した値の小数点第2位以下を切り捨て、アプリにて通知するポイント数を乗じ、1 ポイント未満を切り捨てます。
3. 特典の付与時期は、原則として DR 実施の都度、実施終了日時の属する日の翌日とします。その周知については付与をもってかえさせていただきます。なお、当社が特典の付与手続きを開始した時点で第3条に定める条件を満たさない場合、特典付与の対象外とさせていただきます。また、特典の付与は、第3条の適用条件を全て満たした日以降が対象となります。当該日以前の DR に対する特典は付与されません。

第6条（調整量と標準ベースライン）

1. 本サービスでは、第 2 項に基づき設定される DR 会員ごとの標準ベースラインから、実際の使用量を差し引いた残りの値を調整量として定義します。なお、節電チャレンジの場合、標準ベースラインより実際の使用量が大きい場合は、調整量を 0 kWh として取り扱います。ピークシフトチャレンジの場合、標準ベースラインより実際の使用量が少ない場合は、調整量を 0 kWh として取り扱います。
2. ベースライン電力の計算方法は以下のとおりとなります。

(1) DR 実施日が平日の場合

- ① 次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 5 日間（DR 実施日当日を含まない。）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間（High 4of5）の需要データ。なお、直近 5 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 4 日間を採用する。ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 5 日間から除外するものとする。その際、当該母数が 5 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日および土曜日・日曜日・祝日）で更に日を遡るものとする

- 土曜日、日曜日、祝日
- 過去の DR 実施日
- DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 5 日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合は当該日

- ② 母数となる需要量に関するデータが 4 日分しかない場合には、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする。また、4 日分に満たない場合には、4 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする。

(2) DR 実施日が(1)以外の場合

- ① 次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 3 日間（DR 実施日当日を含まない。）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 2 日間（High 2of3）の需要データ。なお、直近 3 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 2 日間を採用する。ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 3 日間から除外するものとする。その際、当該母数が 3 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日および土曜日・日曜日・祝日）で更に日を遡るものとする。

- 平日
- 過去の DR 実施日
- DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 3 日間の DR 実施時間帯

における需要量総平均値の 25%未満の場合は当該日

- ② 母数となる需要量に関するデータが 2 日しかない場合には、当該 2 日間の平均値を①で算出された値とするものとする。また、2 日分に満たない場合には、2 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該 2 日間の平均値を①で算出された値とするものとする。

3. 本サービスでは DR 会員のスマートメーターで計測し、一般送配電事業者から連携される 30 分値の電気使用量をもとに、30 分ごとに調整量を計算します。スマートメーター未設置やシステム障害、通信障害などにより、電気使用量データが一般送配電事業者から当社へ連携されない場合、または電気使用量データが欠損していた場合などは、本サービスの対象外になる場合があります。電気使用量は後日訂正されることがありますが、原則、本サービスでは遡っての訂正はいたしません。

第 7 条 (DR 会員資格の変更)

1. 申し込み済みの本サービスに関して、契約情報（請求基本番号）が変更になることがあります。
2. 複数の契約情報（請求基本番号）に対してそれぞれ別の DR 会員が本サービスをお申し込み済みの場合、まとめ請求を登録することにより請求基本番号が一つになるため、ガス契約を含む契約情報（請求基本番号）を登録している DR 会員の資格が優先されるものとします。
3. おまとめを希望する複数の電気契約のうち、お申し込み済みの本サービスが含まれる場合は、おまとめする電気契約はすべて本サービスにお申し込みいただくことになります。ご承諾いただける場合に限り、まとめ請求の登録を承ります。

第 8 条 (本サービスの停止、中止)

当社は、DR 会員による本サービスの利用が不適切であると判断した場合は、DR 会員に対する事前の通知、催告等を要せず、いつでも当該 DR 会員による本サービスの利用を停止し、または中止することができるものとします。

第 9 条 (本サービスの解約)

DR 会員が、本サービスの利用を終了する場合、Web エネリアから所定の方法で解約の手続きを行うものとします。

第 10 条 (本サービスの一時的な中断)

1. 当社は次のいずれかの事由が生じた場合は、DR 会員への事前の通知なしに本サービスの提供を一時的に中断することがあります。
 - (1) 本サービスを提供するための設備等の保守、点検、修理等を定期的にまたは緊急に

行う場合

(2) 天災、停電、通信回線障害等の不可抗力その他本サービスを継続することが困難となった場合

(3) その他当社が必要と判断する場合

2. 第 8 条の停止もしくは中止または第 1 項の中断に起因して会員または他の第三者が被った損害、不利益について、当社が賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものいたします。

第 11 条 (免責)

1. 当社が、電子メールの送信により DR 会員にお知らせをする場合は、当社は DR 会員の Web エネリアのログイン ID に設定されているメールアドレス宛に、電子メールを送付するものとします。DR 会員が、当社が送信した電子メールを受け取ることが可能なメールアドレス設定を完了していない場合、お知らせメールの配信が行われないことがあります。
2. DR 会員に対する DR 実施に関する通知は、アプリ内通知で行うものとします。DR 会員が、通知を受け取るための設定を完了していない場合、通知を受け取ることができない可能性があります。
3. 第 1 項および第 2 項の場合において DR 会員が被った損害および不利益等については、当社は一切の責任を負いません。DR の実施にあたっては、設備の安全性や契約条件を十分にご確認の上、無理のない範囲でご参加ください。
4. 本サービスは、DR 会員が自らの判断に基づき電気の需給調整を行っていただくものであり、DR 会員による電気の需給調整の結果について、当社は一切の責任を負いません。また、当社は、本サービスの利用に付随して発生した DR 会員および第三者の損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものいたします。

(以下、余白)

附則

沿革

2022 年 12 月 1 日 制定

2023 年 6 月 26 日 改定

2023 年 12 月 11 日 改定

2025 年 10 月 31 日 改定